

改正

昭和52年7月19日条例第13号

昭和60年4月13日条例第2号

平成8年10月16日条例第18号

平成11年3月24日条例第38号

平成15年10月1日条例第14号

平成18年9月30日条例第31号

平成20年7月1日条例第7号

平成24年9月28日条例第8号

平成25年3月29日条例第57号

平成26年3月31日条例第52号

平成28年4月1日条例第2号

大牟田市子ども医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 本市の区域内に住所を有する第5号に規定する医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であつて、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるものをいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第6号）によるひとり親家庭等医療費の受給資格の認定（以下「ひとり親家庭等医療費受給資格認定」という。）を受けている者及び大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第25号）による重度障害者医療費の受給資格の認定（以下「重度障害者医療費受給資格認定」という。）を受けている者（12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）を除く。
- (2) 乳幼児 子どものうち次のいずれかに該当するものをいう。

ア 3歳に達する日の属する月の末日までにある者

イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(3) 児童 子どものうち6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(4) 保護者 本市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者であって子どもを現に監護するものをいう。

(5) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(対象者)

第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、子どもの保護者とする。

(子ども医療費の支給)

第4条 市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養(児童のうち12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、重度障害者医療費受給資格認定を受けているもの(以下「重度障害者医療費受給資格認定児童」という。))に係る療養にあつては、入院に限る。以下同じ。)に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により療養に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」という。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、対象者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる場合の乳幼児及び児童に係る医療費にあつては、自己負担分相当額のうち、医療機関(薬局を除く。以下同じ。)ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)

(2) 入院以外の場合 次に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第2条第2号イに掲げる乳幼児 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額）

イ 児童 1月につき1,200円（ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額）

2 前項ただし書の規定にかかわらず、同一の医療機関において歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、当該歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなして子ども医療費を支給する。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（子ども医療費の受給資格の申請及び認定）

第5条 子ども医療費（重度障害者医療費受給資格認定児童に係る子ども医療費を除く。以下この条、次条第2項及び第8条において同じ。）の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

2 前項の認定に係る子どもについて次の各号に掲げる子どもの区分に応じ当該各号に定める日以後引き続き子ども医療費の支給を受けようとする者は、市長が当該者からの同意に基づく公簿等の確認により子ども医療費の受給資格の更新を認定した場合を除き、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の更新の認定を受けなければならない。

（1） 第2条第2号アに掲げる乳幼児 同号イに掲げる乳幼児となった日

（2） 第2条第2号イに掲げる乳幼児 児童となった日

（子ども医療証の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

（子ども医療証の提出）

第7条 子ども（重度障害者医療費受給資格認定児童を除く。次条第3項及び第10条において同じ。）が規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療又は訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ど

も医療証を提出するものとする。

(子ども医療費の支給の方法)

第8条 市長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされた場合その他市長が第1項の方法により難いと認めた場合において、受給資格者が規則の定めるところにより子ども医療費の支給の申請をしたときは、同項の規定にかかわらず、当該受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(重度障害者医療費受給資格認定児童に係る子ども医療費の支給の申請等)

第9条 重度障害者医療費受給資格認定児童に係る子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に対し、子ども医療費の支給の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者に対し、子ども医療費を支給するものとする。

(ひとり親家庭等医療費受給資格認定又は重度障害者医療費受給資格認定を受けた場合の子ども医療証の有効期間等)

第9条の2 受給資格者に係る子どもが、ひとり親家庭等医療費受給資格認定又は重度障害者医療費受給資格認定を受けた場合は、当該受給資格者に係る子ども医療証の有効期間は、当該ひとり親家庭等医療費受給資格認定又は当該重度障害者医療費受給資格認定に係る有効期間の開始日の前日までとする。

2 前項に規定する場合において、受給資格者は、子ども医療証の有効期間の満了後、速やかに子ども医療証を市長に返還しなければならない。

(受給資格者の届出義務)

第10条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受けた医療に係る乳幼児医療費から適用する。
- 2 大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 昭和49年10月1日前における旧条例による療養に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。
- 4 市長は、平成24年4月1日から同年9月30日までの間において、第2条第1号イに掲げる乳幼児の保護者のうち第5条の規定に基づく認定を受けなかった期間がある者であって、当該乳幼児の生計を維持する者の前前年の所得（施行令第2条及び第3条の規定により算出した額をいう。）が児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号。以下「一部改正政令」という。）による改正前の施行令第1条に規定する額以上一部改正政令による改正後の施行令第1条に規定する額未満であるものが、規則の定めるところにより当該期間に係る乳幼児医療費の支給の申請をしたときは、当該乳幼児医療費を支給することができる。この場合において、第5条から第8条までの規定は、適用しない。

付 則（昭和52年7月19日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

付 則（昭和60年4月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年10月16日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例第3条第1項ただし書（自己負担分相当額に係る費用のうち初診時に小児科外来診療料を算定された場合に限る。）の規定は、平成8年4

月 1 日以後に受けた医療に係る乳幼児医療費から適用する。

付 則（平成11年 3 月24日 条例第38号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

付 則（平成15年10月 1 日 条例第14号）

- 1 この条例は、平成16年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、平成16年 1 月 1 日前においても、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例第 2 条第 1 号に規定する乳幼児について、受給資格の認定を行い、受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

付 則（平成18年 9 月30日 条例第31号）

- 1 この条例は、平成19年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める部分は、平成18年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項ただし書の規定は、施行日以後に受けた療養に係る初診料及び往診料について適用し、同日前に受けた療養に係る初診料及び往診料については、なお従前の例による。

付 則（平成20年 7 月 1 日 条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る乳幼児医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る乳幼児医療費については、なお従前の例による。
- 3 市長は、施行日前においても、改正後の条例第 2 条第 1 号イに掲げる乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対する乳幼児医療証の交付をすることができる。

付 則（平成24年 9 月28日 条例第 8 号）

この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 3 月29日 条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る子ども医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る乳幼児医療費については、なお、従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された乳幼児医療証であって施行日以後なおその効力を有するものについては、改正後の条例第6条第1項の規定により交付された乳幼児医療証とみなす。

（大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正）

4 大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

（3）大牟田市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第24号）による子ども医療の適用を受けることができる乳幼児（同条例第2条第2号に規定する乳幼児をいう。）

付 則（平成26年3月31日条例第52号）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る子ども医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る子ども医療費については、なお、従前の例による。

付 則（平成28年4月1日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第4項及び付則第6項の規定は、平成28年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る子ども医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る子ども医療費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された同条例第2条第2号アに掲げる乳幼児に係る乳幼児医療証であって施行日以後なおその効力を有するものについては、改正後の条例第6条第1項の規定により交付された子ども医療証とみなす。

（施行日前における子ども医療費の受給資格の認定等）

4 市長は、施行日前においても、改正後の条例第2条第2号イに掲げる乳幼児及び同条第3号に規定する児童（同条例第4条第1項に規定する重度障害者医療費受給資格認定児童を除く。）に係る子ども医療費の受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対する子ども医療証の交付をすることができる。

（大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

5 大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「又はひとり親家庭等医療費の支給に関する情報」を「、障害者関係情報、ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報又は重度障害者医療費の支給に関する情報」に改める。

（施行日前における子ども医療費の受給資格の認定を行う場合の個人番号及び特定個人情報の利用）

6 市長は、付則第4項の規定により同項に規定する認定を行う場合においては、施行日前においても、前項の規定による改正後の大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び第2項の規定により、個人番号及び同条例別表第2の1の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。